



PTA規約

2020年（令和2年）5月 総会 改正



大阪府立高槻支援学校 PTA

〒569-0814 高槻市富田町1丁目33番17号

TEL(072)696-2836・FAX(072)693-4363

大阪府立高槻支援学校 P T A 規約(案)

第一章 名 称

第1条 本会は、大阪府立高槻支援学校 P T A と称する。

第二章 目 的

第2条 本会は、本校における教育活動の推進に寄与するとともに会員相互の親和、教養につとめることを目的とする。

第三章 会 員

第3条 本会の会員は、次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童・生徒の保護者（両親又はこれにかわる者）
2. 本校に勤務する教職員

第四章 経 理

第4条 本会の経費は、会費、事業収入および自発的な寄附金をもってあてる。

第5条 本会の会費は、会員1家庭およびその他は年間3,000円（月額250円）とする。

年度途中からの会員の会費は、学校諸経費の納入期日と合わせる。

ただし、2019年度 P T A 会費から実行する。

第6条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第五章 役員および役員の選出

第7条 本会の役員は、次のとおりとする。

1. 会 長 1名 保護者
2. 副 会 長 3名 保護者
3. 書 記 3名 保護者・教職員2名（1名 A I G 担当）
4. 会 計 2名 保護者・教職員
5. 会計監査 2名 保護者

第8条 1. 役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。

2. 役員に欠員が生じた時の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 役員は、指名委員会によって指名された候補者および立候補者の中から選出する。役員選出規定は別に定める。

第10条 役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会 長

① 会長は、会務を総括する。

②の1. 会長は総会、役員会を召集する。

2. 会長は、必要に応じて学年委員会を召集する。

③ 会長は、役員会の同意を得て、委員会の委員長を委嘱する。

④ 会長は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2. 副 会 長

副会長は、会長に事故がある時はその代理をする。

3. 書 記

書記は総会、役員会ならびに本会の活動に関する重要事項の記録、保管を行い庶務を司る。

4. 会 計

会計は、本会の会計を司る。

5. 会計監査

会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。

第六章 総会、学年委員会および役員会

第11条 総会

1. 総会は、全会員をもって構成する。
2. 総会は、全会員（委任状を含む）の2分の1をもって成立する。
3. 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
4. 総会は、年1回とし、必要に応じ臨時総会を開催する。
5. 総会の議長は、出席者の中から選出する。
6. 総会で決める事項。
 - ① 前年度経過報告
 - ② 前年度会計決算報告および会計監査報告
 - ③ 新年度事業計画
 - ④ 予算案
 - ⑤ 規約、規定の決定変更
 - ⑥ その他の重要事項

第12条 学年委員会

1. 学年委員の選出は、下記事項によることとする。
 - ① 各学部9名ずつ、中高は3名ずつ、小学部は児童数が多い3学年は2名ずつ他3学年は1名ずつ、合計27名を希望者も含め選出する。
 - ② 学年委員と役員は兼務できない。
2. 学年委員会は、1で選出された学年委員により、各学年の意見・要望等を聞き、父母会員、担任、教職員の親睦を計るとともに、担任、学年代表と協力して学年委員会に意見を述べる。
3. 学年委員会は、学年委員の2分の1をもって成立する。
4. 学年委員会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
5. 学年代表は、各学年の学年委員の互選により1名選出する。
 - ① 学年代表は、学年の意見等をまとめる。
 - ② 学年代表は、学年委員会で学年の意見等を発表する。
6. 学年委員会は、会長又は学年代表が召集し、学年代表が交代で議長、書記になる。
7. 学年委員会は、必要に応じて開催する。
8. 学年委員会で決める事項
 - ① 総会で提起された事項
 - ② 各学年より提起された事項
 - ③ その他重要事項

第13条 役員会

1. 役員会は、本会役員によって構成する。
2. 役員会は必要に応じて、校長、教頭、事務長、専門委員長の出席をもとめることができる。
3. 役員会は、役員2分の1をもって成立する。
4. 役員会の決議は、役員出席者の過半数の同意を必要とする。
5. 役員会は、毎月1回定期的に開催する。
6. 役員会の議長は、会長、副会長があたる。
7. 役員会で決める事項
 - ① 各委員会で提起された事項
 - ② 緊急対策に関すること
 - ③ その他重要事項

第七章 委員会

- 第14条 1. 本会の行事計画の企画立案推進および緊急時対策のために、次の委員会を設ける。
なお、緊急対策については別に規定を定める。

- ① 学部代表・指名委員会 ② 学外交流委員会 ③ 厚生委員会
2. 委員会の委員は、学年委員、教職員より会長が役員会の同意を得て委嘱する。
3. 委員長は、委員の中から互選する。ただし、高等部3年生からは選出しない。

第 15 条 委員会は、次の活動を行う。

1. 学部代表・指名委員会

会員相互の意見を広く収集し、要望事項をまとめ学校との連携に努める。
次年度の役員を選出する。

2. 学外交流委員会

進路等について会員に対する啓発、地域の諸活動との連携に努める。

3. 厚生委員会

- ① 会員並びに児童・生徒に対する福利厚生活動。
- ② 会員並びに児童・生徒の保健体育の向上。

第 16 条 本規約は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。

附 則 本規約は、昭和 41 年 5 月 15 日から施行する。

～中略～

改正 令和 2 年 5 月総会

役員選出規定

(昭和 52 年 5 月 22 日制定)

第 1 条 規約第 9 条に定める次期役員の選出は、次のとおりとする。

- ① 会員は、役員に立候補することができる。
- ② 指名委員は、第 14 条の学部代表・指名委員会と教職員より 3 名（小・中・高、各学部から 1 名）選出して構成する。
- ③ 指名委員会は互選により、委員長、副委員長、各 1 名を選出する。
ただし、高等部 3 年生からは選出しない。

第 2 条 指名委員会は、選挙にあたって選挙管理委員会となる。

第 3 条 選挙は、次の方法で行う。

立候補受付 9 月下旬～
投票日 1 月末日まで

- ① 候補者が定数より多い場合の選挙は、票の多い者を当選とする。
- ② 候補者が定数の場合は、信任投票を行い、投票総数の過半数をもって当選とする。

第 4 条 指名委員の任期は、信任投票において新役員が承認されると解任する。

第 5 条 役員は信任投票において承認されると、4 月 1 日より就任する。

第 6 条 教職員の選出については、4 月の初旬に行う。

改正 昭和 57 年 4 月 25 日

～中略～

令和 2 年 5 月総会

*大阪府立高槻支援学校 P T A 防災対策基金規定

第 1 条 防災対策基金と称する。

第 2 条 規約第 14 条の定めにより、この基金に当てるため、本校 P T A 会員一家庭当たり、年額 200 円を 5 月に徴収する。

第 3 条 P T A 役員会の中で、多数決によって認められたものについて支給する。

第 4 条 この基金を適正に運用するために、次の委員が運営にあたる。

- ・委員長（P T A 会長）
- ・会計（P T A 会計）
- ・書記（P T A 書記）
- ・委員（P T A 副会長・教職員）

- 第 5 条 この基金の支給を受ける場合は、第 5 条の運営委員に申し出る。
第 6 条 この基金の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
第 7 条 この基金についての会計状況は、毎年度 P T A 総会に報告する。
附 則 本規定は、平成 3 1 年 5 月 1 4 日から適用する。

P T A 慶 弔 規 定

- 第 1 条 大阪府立高槻支援学校 P T A 会員の慶弔については、次のとおり定める。
1. 会員が死亡したとき、弔慰金を 5, 0 0 0 円とする。
2. 会員の配偶者が死亡したとき、弔慰金を 5, 0 0 0 円とする。
3. 会員または子（未成年）が死亡したとき、弔慰金を 5, 0 0 0 円とする。
4. 会員が事故又は疾病により 1 カ月以上の入院に亘る場合、見舞金を 5, 0 0 0 円とする（ただし、一会計年度に 1 回とする）。
5. 会員、児童・生徒の死亡に際しては、P T A としての弔意をあらわすものとする。
- 附 則 本規定は、昭和 4 2 年 1 0 月 1 日から適用する。
改 正 昭和 4 5 年 5 月 1 5 日
～中略～
改 正 平成 3 0 年 5 月 総会